

会 議 記 録 (案)

次の協議会を次のとおり開催した。

協議会名称	令和2年度第2回埼葛南地区福祉有償運送市町共同運営協議会	
開催日時	令和2年10月8日(木) 午前9時00分～午前10時23分	
開催場所	吉川市役所 202, 203 会議室	
出席者 ※会長◎ 副会長○	<p>(1) 出席委員(18名)</p> <p>◎真鍋 陸太郎 ○山崎 純子</p> <p>堀切 和代 齋藤 秀子(代理 齋藤 仙吉) 野田 妙子</p> <p>女ヶ沢 健一 吉田 隆彦 小川 幸一</p> <p>青木 宏之 下田 佳代子</p> <p>伊藤 太佳博(代理 小林 智貴)</p> <p>田中 真殊 藤倉 智弘 関 泰輔</p> <p>萩野 範之 高橋 憲司 初野 尚久 相澤 くるみ</p> <p>(2) 欠席委員(2名)</p> <p>牧田 悦子 榎渕 由美子</p> <p>(3) 事務局(吉川市)</p> <p>こども福祉部地域福祉課長 山崎 純子</p> <p>こども福祉部地域福祉課 課長補佐 高尾 匡</p> <p>こども福祉部地域福祉課 主事 石田 貴寛</p> <p>こども福祉部地域福祉課 主事 豊田 彩佳</p>	
次回開催予定日	令和3年2月初旬	
問い合わせ先	<p>吉川市こども福祉部地域福祉課 地域福祉係 豊田</p> <p>電 話 : 048-982-9548 (内線1539)</p> <p>メール : chiiki-fukushi@city.yoshikawa.lg.jp</p>	
会議記録	要約筆記	要約筆記
内 容	別紙、会議録のとおり	

1 開 会（9：00～）

埼葛南地区福祉有償運送市町共同運営協議会設置規約第8条第2項の規定では、会議は委員の半数以上の出席で成立する。委員総数20名のうち18名が出席しているので、会議が成立することを報告。

2 あいさつ

真鍋会長より開会のあいさつ

委員の変更 新委員の女ヶ沢委員よりあいさつ

3 議事

（1）更新登録申請について（4団体）

・ 質疑等(要旨)

【真鍋会長】 今回の更新申請団体は4団体である。更新登録申請のあった 特定非営利活動法人 青藍会 の方に入場いただく。

～事業者（ 特定非営利活動法人 青藍会 ）入室～

【真鍋会長】 担当市の越谷市へ概要説明を要求。

【関委員】 資料1の1に基づき概要説明。

【真鍋会長】 今回は更新登録ということだが、以前の申請から変更はないか。

【事業者】 ありません。

【真鍋会長】 更新にあたって、今までに事故や苦情等はなかったか。

【事業者】 ありません。

【真鍋会長】 普段の運行にあたって、安全確認や利用者の送迎をどのように行っているのか説明をお願いしたい。

【事業者】 安全運転の確認については、安全な運転のための確認表にそって日付、運転者氏名を記載し、コロナ禍でもあるので、体温測定や疲労の確認およ

び対策として消毒やマスク着用についても気を付けている。また飲酒についても必ず確認している。乗務記録についても運転者と利用者の記載、主な発着地は自宅から外出先となっている。

【真鍋会長】 収受した対価について0円と記載があるが、これはどういうことか。

【事業者】 生活サポート事業を利用されている方が100%のため、福祉有償運送での対価が発生せず、利用者の自己負担金が0円となるためこのような記載をしている。

【真鍋会長】 料金の設定について確認すると、時間制などが当てはまらず定額制を設定しているということではよろしいか。

【事業者】 生活サポート事業利用者のみのため定額制で運行している。

【真鍋会長】 あくまで、生活サポート事業の料金として利用者から収受をしているため、こちらには記載をしていないということではよろしいか。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 こちらの乗務記録と半期ごとに提出している報告書については、生活サポート事業で収受した料金も記載していただきたい。この記載だと、運送の対価を受けとっていないということになってしまう。今までに行われていた半期ごとの報告ではどのようにしていたのか。

【事業者】 手元に資料がないため、後ほど確認をさせていただく。

【真鍋会長】 その他、委員の方に質問を求める。

【青木委員】 申請書の記載については間違っているため、修正が必要。今回の運送の対価について生活サポート事業を利用する場合30分475円、60分950円となる。2時間ならその倍となる。それは定額制ではない。今回の対価の設定は、定額制となっているが、そもそも定額制とは、その名前のおり1回の運送で時間や距離に関わらず1回500円などといった様に決まった金額しか収受しないということ。根本的な制度理解、申請書の書き方が間違っている。時間制のところは生活サポート利用時とそれ以外の対価の設定を記載する必要がある。他の団体もそのように記載している。距離がどんなに遠くても近くても同じ対価となる定額制を設定している団体はほとんどない。定額制ではなく時間制に修正し、生活サポート時950円/Hとそれ以外の1300円/30分以内と、それぞれ記載し、定額制の記載を削除すること。

あわせて、先ほどの乗務記録の記載について、生活サポート事業分で料金を収受しているため、0円の記載としているということだったが、生活サポート事業の利用というのは、車を使用した送迎に限ったことではない。

家事のお手伝いなどにも利用できる。今回のように車を利用した送迎については、福祉有償運送の対価として記載が必要。

迎車回送料金の設定は、生活サポート利用時も適用しているのか。先ほどの乗務記録では利用者の自宅に迎えを行っており、迎車回送に当たるが、その分の料金を収受していないことになる。

迎車回送料金は生活サポート以外は取っているのか、生活サポートでも取っているのかこの記載だけではわからない。実際はどうしているのか。

【事業者】 実際には迎車回送料金はとっていない。

【青木委員】 料金を収受していないということであれば、この設定は必要なくなる。今までに収受したことはあるのか。

【事業者】 収受したことはない。

【青木委員】 それでは設定する必要がないのではないか。

【真鍋会長】 青木委員の言う通りである。確かに定額制として記載があるのは誤り。時間制に修正をお願いしたい。前回も同じ内容で申請をしていたのであれば、見落としていたことになる。申請内容は前回と同じであるか。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 それであれば、今回は記載の誤りとして変更申請ではなく、更新申請として対価の設定について定額制の削除を行い、時間制の場所に生活サポート時とそれ以外にわけて書き直していただく必要がある。迎車回送料金について、生活サポート時以外で収受したいということであれば、記載を残していただいても構わないが、必要がないということであれば、削除をお願いしたい。本来これは、変更申請にあたるが、今までも生活サポート時以外には回送料金を収受する予定だったということにしていただければ、今回の更新に合わせて修正していただいても問題ないと思うが、そのことについては、委員の皆さんにお伺いしたい。今回の修正も含めて、変更申請についても提出していただいたほうが良いか。

【青木委員】 今後もまったく収受しないということであれば現行の修正として変更申請が必要になる。ただし、会長の言う通り、今回の事業所は今まで生活サポート利用時は迎車回送料金を計算していなかった。そのため、生活サポート利用の適用限度の150時間を超えて利用したいという利用者がいた場合は迎車回送料金を収受します、ということであれば変更申請ではなく書類の修正として更新申請が良いと考える。ただ、事業所側が今後も迎車回送料金の収受を行わないということであれば、次回変更申請をしていただく必要がある。

【真鍋会長】 まとめとして、まずは対価の設定を定額制から時間制に書き直していた

だく。その時は生活サポート利用時とそれ以外を分けて記載していただき、それ以外には、迎車回送料金についても記載をしていただき。これについて更新申請で構わない。ただし、青木委員の言う通り、今後いかなる場合でも迎車回送料金を収受しないということであれば、次回変更申請の提出を行っていただく。もちろん、記載を残していただいても問題ない。今後方が一に生活サポート利用時以外で迎車回送料を収受することになった時、記載がなければ収受することはできない。書類の書き方については担当市の越谷市と協議していただきたい。

【事業者】 了承した。

【真鍋会長】 それ以外に委員の方、質問はあるか。

【吉田委員】 あまり、影響はないと思うがタクシー料金の記載について30分以内2980円となっているが、令和2年の2月にタクシー料金の改定があり30分以内3310円である。

【真鍋会長】 団体の変更部分ではないが、最新の情報を確認して修正していただきたい。

【事業者】 了承した。

【真鍋会長】 その他、なにか質問等はあるか。
意見がなければ、修正された資料の提出を事務局と私の方で確認させていただき協議が整ったということで処理してよろしいか。

【委員一同】 了承。

～事業者（ 特定非営利活動法人 青藍会 ）退室～

【真鍋会長】 続いて更新の2件目「特定非営利活動法人 障害者と共に生きる会 あしたば 」の方に入場いただく。

～事業者（ 特定非営利活動法人 障害者と共に生きる会 あしたば ）入室～

【真鍋会長】 担当市町の春日部市へ概要説明を要求。

【田中委員】 資料1の2に基づき概要説明

【真鍋会長】 今回は更新申請ということで変更内容はないということでよろしいか。

【事業者】 はい。

- 【真鍋会長】 これまでに事故や利用者からの苦情などはあったか。
- 【事業者】 1件もありません。
- 【真鍋会長】 乗務記録及び安全運転のための確認表を提出していただいているが、普段の記録の仕方やどのように安全確認をしているか、また、どのような場所から場所に主に送迎しているのか説明をお願いしたい。
- 【事業者】 運転者は身内のため、自宅を出発前にはいつも混雑している道に注意することや送迎先の知的障害がある利用者に乗せる際の注意点などを話している。市外から利用者に乗せて来る場合は、出発前に連絡を行うことや、送迎が終了し自宅へ戻る際も連絡をするようにしている。
- 【真鍋会長】 運転者の斎藤様と確認者の斎藤様は異なる方ということによろしいか。
- 【事業者】 はい。異なる人物です。
- 【真鍋会長】 運送の対価について今回提出してもらった書類を確認すると、例えば乗務記録の記載で、すぎの子から自宅までの収受料金が4,400円となっているが、これは生活サポート事業の料金も含まれた料金でよろしいか。
- 【事業者】 はい、生活サポート利用料も含まれています。
- 【青木委員】 今の対価の話で、実際に収受した金額がわからない。例えば、市外のすぎの子までの迎車回送料金が400円として、36キロの乗車距離に対して運送の対価が4000円、もし仮に待機料金475円が発生したとしても逆に175円の過剰分が発生し、計算が合わない。同じことが2回目の運行にも言える。
- 【事業者】 これは、乗務距離の記載ミスだと思われます。申し訳ありません。正しい距離は40キロです。
- 【真鍋会長】 40キロだと計算が合う。
- 【青木委員】 1キロずれるので、39キロになる。
40キロでは4100円になってしまう。
- 【事業者】 すみません、39キロです。
- 【青木委員】 私が言いたいのは、実績報告を協議会や県に半期ごと、年ごと提出していると思うが、提出義務のある書類の根本である日々の乗務記録の記載が間違っていました。では済まない話。ちゃんと記録をしてください。先ほどの40キロだと4100円になってしまうことも含め、まずは運賃の計算や距離数の管理などをしっかりとさせていただきたい。

【真鍋会長】 こちらは記載ミスということによろしいか。本来は車のメーターで管理をしていると思うのでそちらの数字を正しく記載していただきたい。また、同じルートを通っているからといって、同じ数字をそのまま記載するのではなく、その都度、距離数を確認していただきたい。青木委員からの指摘があったように報告書類に誤記があってはならないので正しく記載するようにしていただきたい。

【事業者】 はい。

【小林代理】 P 7 7 の車両保険証の記載について、今回は持込車両のため用途が日常・レジャー用となっている。こちらは福祉有償運送で事故などが起きた場合、保険の適用は可能であるか。

【事業者】 確認し加入したので保険適用は可能。

【小林代理】 あと 1 点。P 6 8 の車両の提供と使用に関する契約書について第 6 条の契約期間が 2 0 2 1 年 3 月 1 日から平成 2 0 2 4 年 2 月 2 9 日までの期間とする記載があるが、2 0 2 4 年の前にある平成の記載を県への提出の際には、削除して修正したものを提出していただきたい。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 ほかに質問等があるか。無いようであれば指摘された書類の修正をもって協議を終了したい。

事業所の方には、乗務記録などの記載はとても重要であるため正しく記載していただき、報告していただきたい。

【委員一同】 了承。

～事業者（ 特定非営利活動法人 障害者と共に生きる会 あしたば ）退室～

【真鍋会長】 続いて更新の 3 件目「 特定非営利活動法人 ささえあいの会 みさとクローバー 」の方に入場いただく。

～事業者（ 特定非営利活動法人 ささえあいの会 みさとクローバー ）入室～

【真鍋会長】 担当市町の三郷市へ概要説明を要求。

【高橋委員】 資料 1 の 3 に基づき概要説明

【真鍋会長】 今回更新申請ということで、これまでと変更はないということによろしいか。

- 【事業者】 はい。
- 【真鍋会長】 今まで事故や利用者からの苦情はなかったか。
- 【事業者】 ありません。
- 【真鍋会長】 乗務記録及び安全な運転のための確認表を提出していただいているが、普段の記録の仕方やどのように安全確認をしているか、また、記載などを行っているのか説明をお願いしたい。
- 【事業者】 介護度が重い利用者はおらず、比較的介護度が軽い利用者が多いため、軽自動車でも対応ができています。乗車の際は、シートベルトの確認などあらかじめ決まっている質問事項に沿って質問を行って確認を行っている。
- 【真鍋会長】 今回提出していただいた安全な運転のための確認表では、運転手が防越さんで確認者が永田さんと記載されているが、この安全確認はどちらで行われているのか。
- 【事業者】 事務所で行っている。
- 【真鍋会長】 確認者の方は事務所にいらっしゃるといことでよろしいか。
- 【事業者】 常にではないが、運送がある時は事業所に行き運転手の安全確認を行っている。
- 【真鍋会長】 承知した。運行の安全確認のための指示の部分でシートベルトの確認という記載があるが、本来はこちらには天候に注意や15時45分であれば、暗くなる時の注意などの確認を行っていただきたい。
また、提出していただいた運送の対価と今回提出された乗務記録の収受した対価の数字が一致していないように思う。一番上の記載は350円となっているが、どのような計算でこのようになるのかお伺いしたい。
- 【青木委員】 おそらく、これは迎車回送料金だと考えられる。会員の佐藤さんは病院にいて、事務所から病院までの迎車回送料金。
- 【真鍋会長】 納得した。こちらは迎車と記載があるが回送だとより分かりやすい。この日は、佐藤さんを病院まで迎えに行って、2行目の病院から自宅までお送りした。ということでよろしいか。青木委員、1行目のこちらは、回送ではなく迎車でよいか。
- 【青木委員】 今の料金の収受について後ほど詳しく質問させていただく。そもそも迎車回送の認識が誤っている。
- 【真鍋会長】 それでは、私からは以上である。

【青木委員】 今回の件について何が駄目かという、まず1行目の事業所から病院まで利用者を迎えに行くのは、迎車のための回送ということ。1キロあたり50円計算で、6.6キロは7キロと考え350円の料金。

次に2行目の病院から利用者の佐藤さんに乗せて早稲田まで送っていくのは運送の対価にあたる部分。7.6キロは8キロ計算で初乗り2キロまで350円と残り6キロ×1キロあたり145円で870円、両方を足して1220円。ここまでは問題ない。私が問題だと言っているのは最後の早稲田から事業所までの2.2キロ、150円分を回送料金として収受していること。これは認められていない。

【真鍋会長】 確かにこの料金の収受は認められていない。タクシーで考えた場合、タクシーから降りてそのタクシーが車庫に帰る分の料金まで収受しているということ。これは回送ではない。

【青木委員】 今回、運送の対価について書類を提出していただいているが、この回送料金に関する説明は一切記載されていない。何らかの理由があって病院での待機料金が発生していれば話は合うが、今回の提出書類においては、それは考えられないと思う。福祉有償の制度をよく勉強していただければわかるが、迎車回送料金というのは、利用者が乗車する地点まで車両を回送する料金で帰路のための料金ではない。もしも、帰路のための料金を収受するのであれば、運送の対価以外の料金として設定しなければならない。以前に、埼玉県内の他地区で設定したいという事例があり、協議会内で問題となったことがあった。そのため協議もなしにこのような料金を収受することは本来あってはならない。ルール違反である。帰路のための料金を収受したい場合は、迎車回送料金とは別に帰路回送料金として協議会に申請する必要がある。

【真鍋会長】 今の青木委員の説明のとおり、今回の提出書類で問題が発覚したが設定外の帰路回送料金を収受してはいけない。事業所の方よろしいか。

【事業者】 はい。勉強します。

【真鍋会長】 今まで収受していた料金についてルール違反ではあったが、今後の話で、もし、帰路回送料金を収受するのであれば、変更申請を提出していただく必要がある。その場合は、青木委員の言う通り承認されるかどうかは協議してみないとわからない。

【事業所】 こちらの誤りである。申請は行わない。

【真鍋会長】 今後は料金を収受しないということで、利用者の方にも説明を願いたい。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 その他、質問がある委員はいるか。
もしなければ、今回の更新申請についてはこのまま協議が調ったこととし、事業所の方には今後、帰路料金の収受については行わないようにして事業を行っていただきたい。

【委員一同】 了承。

～事業者（ 特定非営利活動法人ささえあいの会 みさとクローバー ）退室～

【真鍋会長】 続いて更新の4件目「 一般社団法人 NextInnovation 」の方に入場いただく。

～事業者（ 一般社団法人 NextInnovation ）入室～

【真鍋会長】 担当市町の越谷市へ概要説明を要求。

【関委員】 資料1の4に基づき概要説明

【真鍋会長】 今回は更新登録ということで、変更等はないということでよろしいか。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 今までに事故や利用者からの苦情はあったか。

【事業所】 ありません。

【真鍋会長】 次に、安全な運転のための確認表にそって、普段どのように安全確認を行っているのかお伺いしたい。

【事業者】 その日、対面で運転手と体調やお酒が残っているかいないかなどを確認させていただいている。

【真鍋会長】 場所は事務所で確認しているのか。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 今回の提出書類はパソコンでの打ちだしだが、その都度パソコンで入力し管理しているということでよろしいか。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 また、安全確保の指示についてはリストには36項目あるが、運転者ごとに安全指示の項目には数字が1つしか記載されていない。今回は特にこの事項についてより注意してほしいということで1つしか確認していないと

ということなのか、それともリストをすべて確認しているのか。

【事業者】 天候などによってその都度、運転手に説明している。たまたま今回項目が1つの記載になっている。

【真鍋会長】 次に、乗務記録について、一度、運転手が手書きで書いたものをあとからパソコンに入力して管理しているということによろしいか。

【事業者】 そのとおりです。

【真鍋会長】 1つ気になったのが、今回の乗務時間について、きれいな数字で記載がされているが、端数などは発生せず本当にこの時間なのか。

【事業者】 大きな差異はないが、実際は端数が出ている。

【真鍋会長】 タクシーの乗務記録についてもそうだが、時間の記載は数字を丸めることなく、ほぼ10分だとしても8分など正確な数字を記載していただきたい。

【事業者】 了承した。

【真鍋会長】 質問を求める。

【青木委員】 提出書類に関してではないが、対価の設定が安いと思う。正直、事業を行ううえで大変なのではないかと思う。団体として、今後も事業を継続していくうえで、対価の見直しについて考えがあるのか、また、乗務記録について自動車の登録番号が記載されていないが、事業所が設定した番号と車両リストを突合すると、どの車両を使用したかわかるということによろしいか。

【事業者】 車両についてはそのとおりである。
新規登録の際に説明させていただいたが、自身が別の法人で行っている居宅介護事業と両立して行っており、その事業所との兼ね合いもあるので今のところ対価の設定を変えることは考えていない。

【真鍋会長】 協議の前に業務を廃止する団体の担当市とも話をしたが、現在福祉有償運送を行う団体の数が例年減り続けており、事業者が足りない状況である。そのため、このような安価なサービスを行っていただけるとは大変ありがたい。今後も継続していただきたいと思う。質問等がなければ協議を調ったことにしたいがよろしいか。

【委員一同】 了承。

～事業者（ 一般社団法人 NextInnovation ）退室～

(3) 変更登録申請について（1団体）

・質疑等(要旨)

【真鍋会長】 変更登録申請のあった 社会福祉法人 城南会 の方に入場いただく。

～事業者（ 社会福祉法人 城南会 ）入室～

【真鍋会長】 担当市町の越谷市へ概要説明を要求。

【関委員】 資料2に基づき概要説明

【真鍋会長】 資料の2ページ目に算出過程が書いてある。今回は迎車回送料金の見直しということだが、事業者から見直しする理由の説明をお願いしたい。

【事業者】 今回の見直しについて、以前に運送の区域の拡大で申請を出した時、回送料金を一律200円として設定したが、事業所がある岩槻から利用者がいる越谷市まで送迎する時に事業所として労力と収益が合わないことになるのではないかという指摘や助言を受け、今回見直しを行った。見直しについては、他の事業所の料金設定を参考にしながら今回は2キロまで200円、以後1キロあたり100円加算することに変更した。

【真鍋会長】 委員の方、質問を求める。意見がなければ協議を調ったことにしたいと思う。

【委員一同】 了承

【真鍋会長】 こちらの申請はこのまま協議が調ったことにしたいと思う。

～事業者（ 社会福祉法人 城南会 ）退室～

(4) 変更報告について

・質疑等(要旨)

【真鍋会長】 軽微な変更について事務局に説明を求める。

【事務局】 変更については一覧表のとおり10団体から受けている。すべて軽微な届出に該当し、県または協議会に報告が必要なもの。内容に関しては全て軽微な変更等に該当。

【真鍋会長】 質問を求める。

軽微な変更について、旅客の増加の際にはその旅客の方が、福祉有償運送が必要な方かどうかを確認していただきたい。特に問題が無ければ、承認してよろしいか。

【委員一同】 了承。

【真鍋会長】 議事は全て終了したので、進行を事務局へ戻す。

4 その他

【司会】 次第4その他について事務局へ説明を求める。

【事務局】 第3回協議会は2月に開催予定である。スケジュールが決まり次第、委員の皆様と連絡する。なお、各更新団体に対しては、別途通知を送付させていただく予定である。

【司会】 質問を求める。

【青木委員】 先ほどの迎車回送料金の取扱いについて、他地区でも問題になったことがあるが、担当者やタクシー事業者など制度を理解している人間は帰路回送料金を収受しようとは思わないし、通達などをしっかりと読み込めば迎車回送料金というのは、利用者を迎えに行くための料金ということが規定されている。確かに申請書の参考部分には迎車回送料金に関する詳しい説明は書かれていないが、それは当然の理解だからだと私は考える。帰路のための料金を収受したいのであれば別に設定しなければいけない。ここでも事業者の方との考えに少しズレがあると感じた。先ほどの事業者の方も悪気がなく料金を収受してしまっていた。単純に制度理解が足りない。ただし、NPO 団体の方々などがそこまで細かく通達を理解していないと思うので、迎車回送料金を迎車の料金、回送の料金と読んでしまう人がいることを痛感した。

ぜひ、今回の事例を参考にさせていただき、各団体あてに帰路のための回送料金は収受することができない旨を周知してほしい。今回の件は制度の理解が足りないがために発生してしまったルール違反である。きちんと周知して今後同じことが別の団体で起きないようにしてほしい。

【真鍋会長】 青木委員のご指摘のとおりである。今回たまたま資料の記載で発覚した。記載がなければずっとわからなかった事項である。

埼葛南地区として、今回の周知を行いたいと思うが案の作成について事務局よろしいか。

【事務局】 了承。

【小林代理】 今回の更新団体は安全確認の仕方や書類の書き方、事業について理解がある方々が来ていただけたので協議がスムーズに行えた。次回もそのような方が参加するように担当市には連絡をお願いしたい。

【司会】 質問を求める。

それでは、質問等がないようですので、閉会のことばを山崎副会長にお願いします。

【山崎委員】 閉会のあいさつ

【司会】 これにて令和2年度第2回埼葛南地区福祉有償運送市町共同運営協議会を閉会とする。

資料について、事務局から説明があった通り、行政職員以外の方については、机の上に置いたまま退席を求める。

5 閉 会（10：23）